



広 報

# いいたて

<http://www.vill.iitate.fukushima.jp/>

平成15年

AUG

8  
月

No. 478

まちづかひ  
活力あふれる  
ウオーターライフ  
いいたて



【写真左から 横山議長、村長、黛まどかさん、松田明子さん（熊本市：入選者代表）】

## 「愛の句碑」 完成祝いテープカット

平成14年度に募集した「愛の俳句」の入選句を刻んだ「愛の句碑」がこのほど完成し、7月12日にあいの沢で園遊会が開催されました。園遊会には俳人の黛まどかさんと入選句の作者らが招かれ、句碑の完成を祝ってテープカットが行われました。（記事12ページ）

## 私たちの国民健康保険の財源は国保税

国民健康保険（国保）は、私たちが病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるように所得等に応じてお金を出し合い、医療費などの給付に充てることを目的とした相互扶助制度です。

その財源は、国や県からの補助金のほかに医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた額を国保税として国保に加入する世帯が負担することによって運営されています。

## 国保税の税率等を改正しました

平成15年度の税率等を表1のとおり改正しました。医療分については、税率は引き上げになりましたが、均等割・平等割が引き下げになり、前年と比較すると平均税額は引き下げになりました。介護分については、介護費用の増加などにより引き上げとなります。この結果、1世帯当たりの平均保険税額は医療分が17万1千946円、介護分は2万7千885円となります。

なお、被保険者の増加により、前年度と比較すると医療分、介護分合わせて1世帯あたり6千285円の減額になります。

(表1)

区分	課税対象	医療分		介護分	
		改正前(H14)	改正後(H15)	改正前(H14)	改正後(H15)
所得割	前年中の総所得金額から33万円を差し引いた額	7.93%	8.22%	0.98%	1.24%
資産割	固定資産税額	28.83%	29.10%	4.93%	6.13%
均等割	被保険者1人につき	23,750円	22,510円	6,230円	7,120円
平等割	1世帯につき	27,300円	25,300円	3,600円	4,100円
課 税 限 度 額		53万円	53万円	7万円	8万円
1人あたり平均額		60,389円	58,269円	15,549円	18,671円
(比較)		▲2,120円		3,122円	
1世帯当たり平均額		182,211円	171,946円	23,905円	27,885円
(比較)		▲10,265円		3,980円	

※当初課税の状況で比較をしています。

### 国保税を納めないと

特別な理由もなく国保税の滞納が続くと、有効期限の短い「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。資格証明書が交付されると医療費はいったん全額自己負担となります。必ず納期限まで納めてください。

納付が困難な方には、納付相談に応じます。 住民課税務係・収納係 ☎42-1615



国保税

税率等が  
改正されました



# お確かめください。給付の内容

## 1、療養の給付（病院で診察、治療を受けたときなど）

自己負担割合	就学前乳幼児	0割（社会保険の方は、役場に申請すれば後で支給されます）
	69歳まで	3割
	70歳以上	1割（一定以上所得者は2割）



この他にも、コルセット代等について、いったん全額を支払ったあとで申請すれば、後で自己負担分を除いた額が支給されたり、被保険者の出産、死亡に対してもお金が支払われます。

## 2. 高額療養費の支給

同一月に自己負担額が高額になり、限度額を超えた場合に申請後支給されます。

70歳未満		自己負担限度額	70歳以上	
		4回目以降		
一般(1%加算あり)	72,300円	40,200円	一 般	12,000円 40,200円
上位所得者(II)	139,800円	77,700円	一定以上所得者	40,200円 72,300円 1%加算あり
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	低所得者Ⅱ区分Ⅱ	8,000円 24,600円
			低所得者Ⅰ区分Ⅰ	8,000円 15,000円

## 3. 入院時

入院中の食事代は高額療養費の対象になりません。



### 入院時の食事代の標準負担額（1日あたり）

一般（下記以外の人）	780円
住民税非課税世帯	90日までの入院 650円
低所得Ⅱ区分Ⅱ (高齢受給者)	90日以上の入院 (老人医療受給者) 500円
低所得Ⅰ区分Ⅰ	300円

住民税非課税世帯の方は「減額認定証」が必要になります。  
役場保健福祉課に申請してください。

国保高齢受給者証の更新について	退職者医療制度について	保険証に異動があった場合などの届け出
<p>昭和7年10月1日以降生れの方には高齢受給者証を交付しています。</p> <p>受給者証は8月1日から翌年7月までの有効期限（毎年更新）となっています。8月からは新しい高齢受給者証を保険証と一緒に提示してください。（非提示の場合一部負担金が1割の方も2割となります）</p>	<p>国保に加入している方で厚生年金などを受けており、加入期間が20年以上又は40歳以降の加入期間が10年以上の方には国民健康保険退職被保険者証が交付されます。年金証書・印鑑・被保険者証を持参の上届け出してください。</p> <p>その場合届出は14日以内です。</p>	<p>「社会保険に加入した」「職場を退職した」「世帯主を変更した」「他の市町村に転出した」などの場合は、保険の異動の手続きをしなければなりません、手続きは役場窓口で行いますので、速やかに（14日以内）届出をお願いします。</p>

## “村の一人当たり医療費は29万”～県内90市町村中85位です～

先頃、県国保連により公表された平成14年度県内90市町村の一人当たり医療費は、平均で35万4,671円です。本村は29万299円で、県内85位と大変低い位置を占めています。

これは、村の健康づくり事業と村民の皆さんの日頃の健康管理の成果であり、今後も健康管理に留意し、医療費の削減に努めたいものです。